

福 島 県

福島労働局

令和 7 年 度

福島県地域職業訓練実施計画

令和 7 年 2 月 2 5 日

目 次

1 総説	1
(1) 計画のねらい	
(2) 計画期間	
(3) 計画の改定	
2 労働市場の動向と人材ニーズの把握・課題等	1
(1) 労働市場の動向と人材ニーズの把握・課題	
(2) 令和6年度における公的職業訓練の実施状況	
ア 公共職業訓練について	
イ 求職者支援訓練について	
(3) 令和5年度における公的職業訓練の実施結果（確定値）	
3 計画期間中の公的職業訓練の実施方針	3
(1) 公共職業訓練について	
(2) 求職者支援訓練について	
(3) 公的職業訓練の実施状況からみた方向性について	
4 計画期間中の公的職業訓練の対象者数等	4
(1) 離職者に対する公共職業訓練	
ア 離職者に対する公共職業訓練	
イ 求職者支援訓練	
(2) 在職者に対する公共職業訓練等	
(3) 学卒者に対する公共職業訓練	
(4) 障害者等に対する公共職業訓練	
5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取り組み等	9
(1) 関係機関との連携	
(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施	
(3) 地域リスキリング推進事業	
(4) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保	
(5) その他	

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づく公共職業訓練及び職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づく求職者支援訓練に係る総合的な訓練計画であり、関係機関（福島県、福島労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福島支部（以下「機構福島支部」という。））の連携等により公的職業訓練全体として適切な役割分担や情報の共有化を図り効果的な実施を目指すものである。

(2) 計画期間

計画期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 労働市場の動向と人材ニーズの把握・課題等

(1) 労働市場の動向と人材ニーズの把握・課題

○ 令和 6 年度における雇用失業情勢

福島県の令和 6 年平均の有効求人倍率（原数値）は 1.27 倍で、前年に比べ 0.12 ポイント低下したものの、5 年連続で全国平均を上回った。

有効求人倍率は平成 30 年と令和元年は 1.5 倍台の高水準で推移したものの、新型コロナウイルス感染症の影響により令和 2 年と令和 3 年は 1.2 倍台に低下した。令和 4 年と令和 5 年は、感染症対策と経済社会活動の両立が図られ人材需要が回復して、1.4 倍前後に上昇したものの、令和 6 年は物価高や人件費の上昇などによりの再び 1.2 倍台に低下した。

月間有効求人数（原数値）は、平成 25 年以降、全国的な雇用環境の改善から 4 万人を超える高い水準を維持していたが、令和 2 年と令和 3 年は新型コロナウイルス感染症の拡大による景気減退の影響から 3 万人台半ばに減少した。令和 4 年と令和 5 年は経済社会活動が徐々に活発化し持ち直しの動きに転じたが、令和 6 年は人手不足であるものの物価高などによる業績悪化のため求人を見合わせる事業所が増え、3 万人台半ばに減少した。

月間有効求職者数（原数値）は、平成 27 年以降、雇用への吸収が進んだことに加え、定着率の向上が図られたことなどにより、3 万人を下回る低い水準で推移した。令和 2 年以降も、新型コロナウイルスの感染状況により経済社会活動の抑制が繰り返される中、求職者数の大幅な増加はみられず 2 万人台後半のほぼ横ばいの状況が続いている。

また、福島県の「福島県現住人口調査」による本県の人口は、平成 10 年 1 月の 213 万 8 千人をピークに減少し始め、令和 7 年 1 月 1 日現在（推計人口）では 173 万人となっている。特に、東日本大震災及び原発事故の影響により、年少人口、生産年齢人口が大きく減少している一方、急激な少子高齢化の進展により、老年人口は増加している。生産年齢人口の急激な減少に対応し、活力ある社会を維持していくためには、県内外から産業の担い手を確保するとともに、労働者一人ひとりの職業能力の向上を図ることが求められている。

このような環境変化の中にあって、地域のニーズに合った人材の育成を推進するためには、求人者及び求職者のニーズ把握に努め、離職者の早期再就職の実現に資する公的職業訓練や、産業界や地域の人材ニーズに合致した在職者の生産性の向上等、多様な職業能力開発の機会を確保・提供することが重要となっている。

特に、介護・医療・福祉分野における訓練受講生の確保や、デジタル人材の需要が全国的に高まっていることを踏まえ、IT 分野・デザイン分野における就職支援の促進等を進めるとともに、福島県においても、職業訓練のデジタル分野の強化に計画的に取り組む必要がある。

(2) 令和 6 年度における公的職業訓練の実施状況

ア 公共職業訓練について（令和 6 年 12 月末現在）

(7) 離職者訓練の状況について

【福島県】

離職者等求職者の早期就職を支援するため、公共職業安定所長から受講あっせんを受けた者に対し、介護分野など多様な職業訓練を民間教育訓練機関等に委託して実施している。前年同期に対して、実施訓練の定員に対する充足率は 5.7 ポイント減少したが、就職率は 4.8 ポイント増加している。

- ① 受講者数 892 人（前年度繰越者含む）
- ② 就職率 75.9%

【機構福島支部】

県内の雇用情勢と訓練ニーズを踏まえ、離職者が再就職に必要な技能及び知識を習得するために必要な通常 6 か月間の訓練コースに加え、就業経験が乏しい若年者を対象とした訓練に必要な基礎的能力の付与を目的とした「橋渡し訓練」と通常 6 か月間の訓練コースを組み合わせた 7 か月間訓練コース、同じく「橋渡し訓練」と訓練で得た技能を実践的なものとするための企業実習を含む「日本版デュアルシステム（短期課程活用型）」を組み合わせた 7 か月間訓練コースを実施している。

- ① 受講者数 394 人
- ② 就職率 89.5%

(イ) 在職者訓練の状況について

【福島県】

地域企業の事業の高度化及び多角化等のニーズに対応するため、職業能力短期大学校及び職業能力開発校において、企業在職者等を対象とした短期間の技能向上訓練を実施している。

- 受講者数 639 人（短期等 478 人、専門短期等 161 人）

【機構福島支部】

県内企業の在職者の生産性向上を図るため、各施設から概ね半径 40km 圏内の民間教育訓練機関等が実施する訓練とすみ分けを行い、地域ニーズに基づき、真に高度な訓練を実施している。

- 受講者数 1,371 人

(ウ) 学卒者訓練の状況について

【福島県】

令和 6 年度の入学者数は、令和 5 年度より専門課程で 3 割程度、普通課程で 2 割程度と大きく減少した。定員充足率は専門課程で 43.3%、普通課程で 64.2%であった。

令和 6 年度の求人数は、前年同月と比べて専門課程で 7 割程度の増加、普通課程で 2.5 割程度の増加で、求人倍率は 13.2 倍であった。

- ① 訓練生数 245 人（1 年生 116 人、2 年生 129 人）
- ② 就職内定率 96.0%（R6.12 月末実績）

(エ) 障がい者訓練の状況について

【福島県】

企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等地域の多様な委託先を活用し、障がい者の能力、適性及び地域の障がい者雇用ニーズに対応した訓練を実施している。

訓練受講者数については前年同期より 2 人減少している。

- ① 受講者数 47 人
- ② 就職率 42.3%（令和 6 年 8 月末までに終了した訓練の確定値）

イ 求職者支援訓練について（令和 6 年 12 月末現在）

【福島労働局】

職業訓練の受講者数及び就職率は次のとおりです。

- ① 受講者数 521 人
- ② 就職率（令和 6 年 4 月に終了したコースの修了者等の状況）
 基礎コース - %（終了コースなし）
 実践コース 64.5%

（３）令和５年度における公的職業訓練の実施結果（確定値）

		福島県	機構福島支部	福島労働局
離職者訓練	受講者数	※1138 人	※576 人	661 人
求職者支援訓練	就職率	78.0 %	88.4 %	基礎コース 70.2 % 実践コース 63.4 %
在職者訓練	受講者数	398 人	1,517 人	—
学卒者訓練	訓練生数	276 人	—	—
	就職率	100 %	—	—
障がい者訓練	受講者数	66 人	—	—
	就職率	70.5 %	—	—

※前年度繰越者含む

３ 計画期間中の公的職業訓練の実施方針

（１）公共職業訓練について

ア 離職者訓練の実施方針

県においては、民間教育訓練機関等を活用した知識等習得コース及び長期高度人材育成コース等を委託訓練により実施する。令和 7 年度は、1,290 人（他、年度またぎ訓練分【前年度開講】は 213 人）を定員人数とし事務系・情報系・介護系等の訓練を実施する。

また、就労経験がないかまたは乏しい母子家庭の母等に対し、就職に必要な知識・技能等の習得を図る職業訓練を実施する。

機構福島支部においては、施設内訓練として主にものづくり分野の訓練を計画し、就職に結びつく訓練内容等を取り入れた効果的な訓練を実施する。

イ 在職者訓練の実施方針

県では、県内企業における在職者等の職業能力開発・向上を図るため、技能向上及び資格取得コースを設定し、専門短期訓練及び普通短期訓練等を実施する。訓練内容の設定については、県内各地域の産業界のニーズ等を考慮し内容の充実を図り、延べ定員 1,356 人を実施する。

機構福島支部の施設では、各施設から概ね半径 40km 圏内の民間教育訓練機関等が実施する訓練とすみ分けを行い、地域のニーズに基づき真に高度な訓練を実施することとし、延べ定員 2,527 人を実施する。

ウ 学卒者訓練の実施方針

職業能力開発短期大学校においては、社会性豊かな人格形成、主体的な創造能力の開発、実践的な職業能力の開発を教育理念として産業の高度化に貢献できる実践技術者の養成を行う。また、職業能力開発校においては、普通課程の訓練を実施し、将来多様な技術・技能に対応できる技術・技能者を養成する。

エ 障がい者訓練の実施方針

県としては、「福祉から就労へ」の流れを受けて、障がい者の雇用促進を図るため、企業、社会福祉法人、NPO、民間教育訓練機関等、地域の多様な委託先を活用し、職業訓練を実施する。

(2) **求職者支援訓練について**
求職者支援訓練の実施方針

就職に必要な基礎的な技能等を習得する“基礎コース”及び実践的な技能等を習得する“実践コース”を設定することとする。

訓練の設定に当たっては、デジタル分野等の成長分野や人材確保が引き続き困難となっている介護等の分野・職種にも重点を置くとともに、地域における産業の動向及び求人ニーズを踏まえたものとする。

また、育児や介護中などの者、未就職のまま卒業することになった新規学卒者、コミュニケーション能力等の課題を有する生活困窮者、さらには、短時間労働者等の不安定就労者、就職氷河期世代の者のうち不安定な就労に就いている者や無業状態の者など、多様な事情を抱える求職者等でも受講できるよう実施期間・時間に配慮した訓練コースや、オンライン訓練（eラーニングを含む。）、託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

(3) **公的職業訓練の実施状況からみた方向性について**
離職者訓練の実施状況（受講率・就職率）に基づく実施方針

ア 就職率が高く、応募倍率が低い分野（「介護・医療・福祉分野」）については、応募・受講しやすい募集・訓練日程を検討した上で実施するとともに、訓練コースの内容や効果を踏まえた受講勧奨を強化する。

イ 応募倍率が高く、就職率が低い分野（「IT分野」・「デザイン分野」）については、求人ニーズに即した訓練内容か、十分な就職支援となっているかなどを検討した上で運用を見直す。また、具体的な求人職種との接点や活躍できる求人分野への関係性の理解が促されるよう、ハローワークと連携した就職支援を強化する。

4 **計画期間中の公的職業訓練の対象者数等**

(1) **離職者に対する公的職業訓練**

ア **離職者に対する公共職業訓練**

(7) **【福島県】**

国費による委託訓練として1,290人（他、年度またぎ訓練分は20コース213人）を目標として実施する。

ア **訓練分野、コース数及び定員**

訓練区分	訓練分野	R7年度計	
		コース数	定員数
国庫委託訓練	IT分野	4	53
国庫委託訓練	営業・販売・事務分野	59	891
国庫委託訓練	医療事務分野	6	73
国庫委託訓練	介護・医療・福祉系分野	13	124
国庫委託訓練	デザイン分野	7	107
国庫委託訓練	建設関連分野	3	42
合 計		92	1,290

b 就職率の目標値

委託訓練 75%以上

c 分野に応じた訓練コースの設定等

- ① I T分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、I T、W e bデザイン関連の資格取得を目指すコース訓練コースの拡充を図る。
- ②職業訓練の受講により習得できるスキル（資格等）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施など、ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ③介護分野については、職場見学・職場体験、企業実習等を組み込んだ訓練コースを設定し訓練コースの拡充を図る。
- ④子育て中の求職者に配慮した託児サービス付き訓練コースの設定を推進する。

(イ) 【機構福島支部】

施設内訓練として732人を目標として実施する。

a 訓練分野、コース数及び定員

訓練区分	訓練分野	R 7 年度計	
		コース数	定員数
機構立施設内訓練	建設系分野	19	280
機構立施設内訓練	製造系分野	31	398
機構立施設内訓練	サービス系	0	0
機構立施設内訓練	その他	10	54
合 計		60	732

※訓練分野のその他については、橋渡し訓練

b 就職率の目標値

施設内訓練 82.5%以上

イ 求職者支援訓練**【福島労働局】**

実施規模と分野、就職率に係る目標

(7) 実施規模

計画期間において、訓練認定規模の上限（実施規模）を954人とする。

(イ) 訓練コースの設定割合

- ① 基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）
訓練認定規模の25.0%程度とする。
- ② 基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）
訓練認定規模の75.0%程度とする。

(ウ) 分野別認定規模

コース名		認定規模
基礎コース		238
実践コース		716
	介護分野	110

	デジタル分野	220
	医療事務分野	120
	その他の分野	266
	合計	954

注1 デジタル分野：IT分野にデザイン分野のうちWEBデザイン系コースを加えたもの。

注2 その他の分野：営業・販売・事務系、農業等。

注3 四半期ごとに求職者数の配分等に応じた定員の設定を行うとともに、できる限り認定残が生じないように講じることを基本とするが、第1・2四半期において、実践コースの介護分野、デジタル分野、医療事務分野が定員枠に達し

なかった場合は、同じ認定単位期間の「その他」分野への振替を行うことができるものとする。また、第1四半期から第3四半期で定員枠に余剰（認定残及び中止となったコースの定員分）が生じた場合は、第4四半期において、「基礎コースと実践コースとの間での振替」及び「実践コースの中で他分野への振替」を行うことができるものとする。なお、振替等を行う場合は、福島労働局と機構福島支部の方で協議するものとする。

(イ) 新規参入枠の割合（上限値）

- ① 基礎コース 30%
- ② 実践コース 10%

(ロ) 認定単位期間

認定単位期間は、原則として3か月単位とする。

認定単位期間における基礎コース、実践コースの具体的な定員及び認定申請受付期間は、その都度、福島労働局及び機構福島支部のホームページで周知する。

(ハ) 就職率の目標値

- ① 基礎コース 58%以上
- ② 実践コース 63%以上

(ニ) 地域ニーズ枠

基礎又は実践コースの訓練分野内で訓練対象者及び実施地域を特定し、認定規模の30%以内（1コース定員30人以内）で設定し活用できるものとする。新規参入の対象となる訓練の場合は、新規参入枠の取扱いとする。

(ホ) 分野に応じた訓練コースの設定等

- ① IT分野、デザイン分野については、デジタル分野の重点化の観点から、IT、Webデザイン関連の資格取得を目指す訓練コースへの基本奨励金の上乗せ措置、企業実習を組み込んだデジタル分野の訓練コースやオンライン訓練（eラーニングコース）におけるパソコン等の貸与に要した経費への奨励金支給措置により、訓練コースの拡充を図る。
- ② IT分野、デザイン分野については、就職率の向上のため、求人ニーズに即した訓練コースを促進し、十分な就職支援を実施する。
- ③ IT分野、デザイン分野については、職業訓練の受講により習得できるスキル（資格など）の見える化・明確化を進める一方で、求人企業が求めるスキル等の見える化・明確化や、公的職業訓練受講者をターゲットにした求人提出の働きかけの実施など、ハローワークと連携した就職支援を実施する。
- ④ 介護分野については、職場見学・職場体験等を組み込んだ訓練コースへの奨励金支給措置により、訓練コースの拡充を図る。

(2) 在職者に対する公共職業訓練等

ア【福島県】

テクノアカデミー3校において1,356人を目標として実施する。

課程、訓練科名、コース数及び定員

課程	訓練分野	R7年度計		うち施設外 実施定員
		コース数	延定員	
高度職業訓練 専門短期課程	機械系	9	55	
	電気・電子系	8	70	
	居住系	5	33	
	事務系	11	105	
	サービス系	4	40	
	その他	23	224	224
普通職業訓練 短期課程	機械系	13	128	
	電気・電子系	18	185	
	居住系	9	80	
	事務系	23	236	
	サービス系	0	0	
	その他	27	200	200
合 計		150	1,356	424

※訓練分野のその他については、オーダーメイドコース

イ【機構福島支部】

機構福島支部の3施設において2,527人を目標として実施する。

課程、訓練分野、コース数及び定員

課程	訓練分野	R7年度計	
		コース数	延定員
高度職業訓練 専門短期課程	設計・開発	87	934
	加工・組立	50	484
	工事・施工	26	370
	検査・測定	7	68
	保全・管理	39	494
	教育・安全	14	177
合 計		223	2,527

(3) 学卒者に対する公共職業訓練

【福島県】

テクノアカデミー3校において高卒等を対象とした2年間の訓練を実施している。専門課程を4科設置し定員180人（1学年90人）、普通課程を6科設置し定員240人（1学年120人）で実施する。

ア 課程、訓練科名、定員

	課程	訓練科名※	定員	
			1 学年	2 学年
テクノアカデミー郡山	高度職業訓練 専門課程	生産技術科 (精密機械工学科)	20	20
		電子情報技術科 (知能情報デザイン学科)	30	30
	普通職業訓練 普通課程	木造建築科 (建築科)	20	20
テクノアカデミー会津	高度職業訓練 専門課程	ホテルビジネス科 (観光プロデュース学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	電気設備科 (電気配管設備科)	30	30
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
テクノアカデミー浜	高度職業訓練 専門課程	電気エネルギー制御科 (ロボット・環境エネルギーシステム学科)	20	20
	普通職業訓練 普通課程	精密加工科 (機械技術科)	15	15
		自動車整備科 (自動車整備科)	20	20
		木造建築科 (建築科)	15	15
	合 計		210	210

※訓練科名の括弧書きは県における名称

イ 就職率の目標値

100%

(4)障害者等に対する公共職業訓練

【福島県】

国費による委託訓練として 81 人を目標として実施する。

ア 訓練コース名、コース数及び定員

訓練区分	訓練コース名	定員
国庫委託訓練	知識・技能習得訓練コース	26
国庫委託訓練	e-ラーニングコース	5
国庫委託訓練	実践能力習得訓練コース	46
国庫委託訓練	特別支援学校早期訓練コース	4
	合 計	81

イ 就職率の目標値

委託訓練 63%以上

5 その他、職業能力の開発及び向上の促進のための取り組み等

(1) 関係機関との連携

- ア 公共職業訓練及び求職者支援訓練に係る総合的な計画を策定するにあたり、福島県、福島労働局及び機構福島支部が地域ニーズ等の情報を共有し、効果的な公的職業訓練の実施を目指す。
- イ 地域全体での人づくりの視点から、福島県、福島労働局及び機構福島支部により公共職業訓練、求職者支援訓練の調整等を密にし、県内一円での職業訓練の実施に努める。
- ウ 公的職業訓練における訓練コースの周知・広報については、ハローワークの窓口や説明会開催による周知のほか、福島県、福島労働局及び機構福島支部による広報力を積極的に活用し、ハローワークを利用していない潜在的な対象者への周知を図り、受講者の確保に努める。
- エ 福島県地域職業能力開発促進協議会を年2回開催し、関係機関の連携・協力の下に地域の実情を踏まえた計画的、かつ、実効ある職業訓練の推進に資するとともに、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。
- オ 福島県地域職業能力開発促進協議会の下に協議事項の検討作業にあたるワーキンググループを置き、個別の訓練コースについて、訓練修了者や採用企業、訓練実施機関等からのヒアリングを行い、訓練効果を把握・検証し求職者ニーズに基づく訓練カリキュラム等の改善を図る。

(2) 公的職業訓練の受講生の能力及び適性に応じた公的職業訓練の実施

- ア 訓練受講希望者に対しては、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングや職業相談を通じ、適切に職業訓練コースの選択ができるように支援する。
- イ 訓練中の受講者に対しては、ハローワークが受理した新規求人の一覧表を訓練実施施設に提供し、就職活動を開始する時期に合わせて求人情報の提供を行う。
また、訓練期間中においてジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを実施し、受講者の訓練修了後の就職活動の方向性、希望する業種・職種を明確化したうえで就職に向けた支援を行う。
- ウ 訓練受講者に対しては、訓練受講中から訓練修了後3か月の間、職業相談や各種情報の提供等を行うほか、訓練実施施設が訓練修了時までに作成したジョブ・カードを活用し、習得スキルを活かせる求人の確保・提供などにより就職に向けた支援を実施する。

(3) 地域リスクリング推進事業

企業における人への投資や労働者の主体的な能力開発を促進し、人手不足が深刻な分野をはじめ地域に必要な人材を育成・確保していくため、デジタル・グリーン等の成長分野に関するリスクリングの推進に資する経営者等の意識改革・理解促進や在職者のリスクリング支援などの事業に取り組む。

なお、地域リスクリング推進事業については、別途事業一覧を福島県地域職業能力開発促進協議会に報告することにより、本計画に位置付けて実施するものとする。

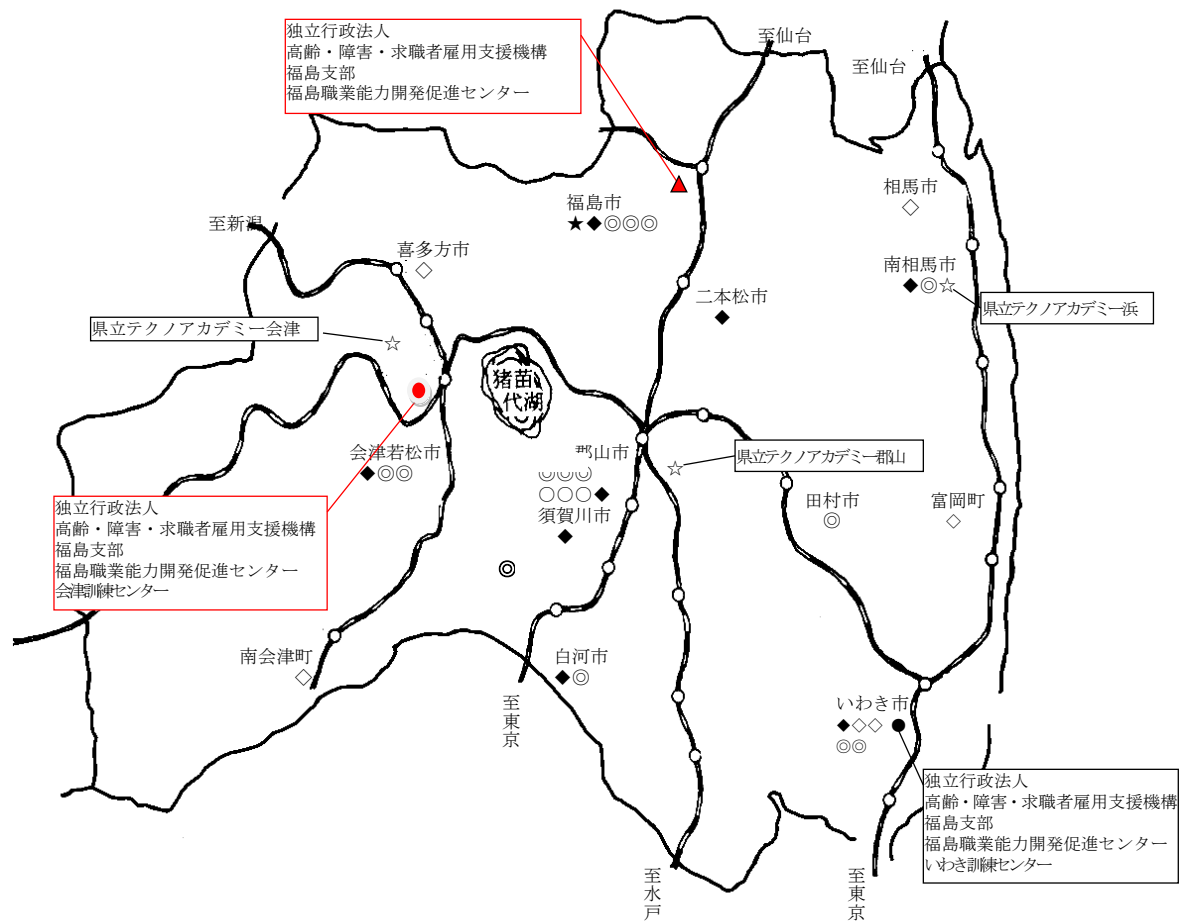
(4) 地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度による訓練機会の確保

福島県内における教育訓練給付制度の実施状況を踏まえ、教育訓練受講希望者への情報提供を行うとともに、地域の訓練ニーズに基づく教育訓練給付制度による訓練機会の確保を図る。

(5) その他

ア 職業能力開発関係施設の配置図

- ★厚生労働省福島労働局 1
- ☆県立テクノアカデミー 3
- △福島職業能力開発促進センター 1
- 福島職業能力開発促進センター 2
(会津訓練センター、いわき訓練センター)
- ◎共同認定職業能力開発校 13
(いわきコンピュータ・カレッジを含む)
- 単独認定職業能力開発校 3
- ◆公共職業安定所 8
- ◇公共職業安定所出張所 6



イ 入学金・授業料等の徴収状況（都道府県立校のみ）

施設	訓練課程		入学金	授業料	備考
職業能力開発校	普通職業訓練				
	普通課程	中卒向け訓練			実施していない
		高卒向け訓練	5,650円	118,800円 (年額)	最終的に個人に帰属すると判断されるものについては、学生負担としている。 (教科書、作業服、個人用工具、資格取得のための経費) 入学検定料 2,200円。
	短期課程	在職者向け訓練	無料	3,100円 (12時間コース)	3,100円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり200円を加算した額を徴収する。
短期課程	離転職者向け訓練				実施していない
職業能力開発短期	高度職業訓練専門課程		169,200円 (県内) 364,000円 (県外)	379,200円	最終的に個人に帰属すると判断されるものについては、学生負担としている。 (教科書、作業服、個人用工具、資格取得のための経費) 入学検定料 18,000円。
大学校	高度職業訓練専門短期課程		無料	4,300円 (12時間コース)	4,300円(12時間コース)を基本授業料とし、その時間を超える訓練の場合は1時間あたり300円を加算した額を徴収する。

(記入上の注意)

- (2)には、7年度の実施計画、特筆すべき事項（前年度の実施計画との相違点）を箇条書きで簡潔に記入すること。
- (7)には、7年度以降で、特に職業能力開発実施体制等の長期的方向について、計画しているものがあれば記入すること。
- (2)から(7)には、都道府県立施設、高齢・障害・求職者雇用支援機構立施設、障害者校ごとに記入すること。
- (9)には、未設定の訓練課程のみ「－」を記入し、設定している訓練課程には金額を記入すること。また、平成25年12月6日付け能発 1206 第1号「学卒者訓練のうち中卒者・高校中退者向け訓練受講への支援措置の実施について」により、中卒者等向けの学卒者訓練に係る授業料を支援される場合には、支援後の金額（「0」等）を記載のうえ、従前の授業料（職業能力開発施設運営費交付金の支援措置対象の金額）を（ ）書きで記入すること。
- (9)の備考欄には、入学金・授業料以外の経費（例：教材費、被服費など）や、授業料徴収の条件（例：高卒者向け訓練のみ徴収など）があれば記入すること。
- (8)及び(9)には、都道府県立の施設の状況のみを記入すること。